

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域にお住まいの皆様へのご案内

茨城県環境保全施設資金融資制度

茨城県では、個人の皆様方が行う高度処理型浄化槽の設置や公共下水道・農業集落排水施設の接続に必要な資金の融資のあっ旋を行っており、**全額利子補給**をしています。

融資対象者

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域に居住する個人世帯

融資対象事業

- 高度処理型浄化槽設置に係る費用
- 公共下水道又は農業集落排水施設への接続に係る費用

融資の条件

融資限度額	(1) 設置や接続工事に係る費用全額 (2) 補助金額は除くものとし、200万円を限度
融資期間	5年以内
融資利率	2.1~2.2% (ただし、県が全額利子補給しますので、利用者の実質金利は 無利子)
償還方法	元金均等償還(6ヶ月以内の据置可)
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による

→2.4~2.5%
R8.4.1施行

環境保全等に取り組む中小企業の皆様へのご案内

茨城県環境保全施設資金融資制度

茨城県では、中小企業*の方々が行う環境保全への取り組みを支援するために必要な資金について、融資のあっ旋を行っており、事業によっては**利子補給**をしています。

* 裏面の注意事項をご覧ください。

融資対象事業

環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
--------	--

融資条件等

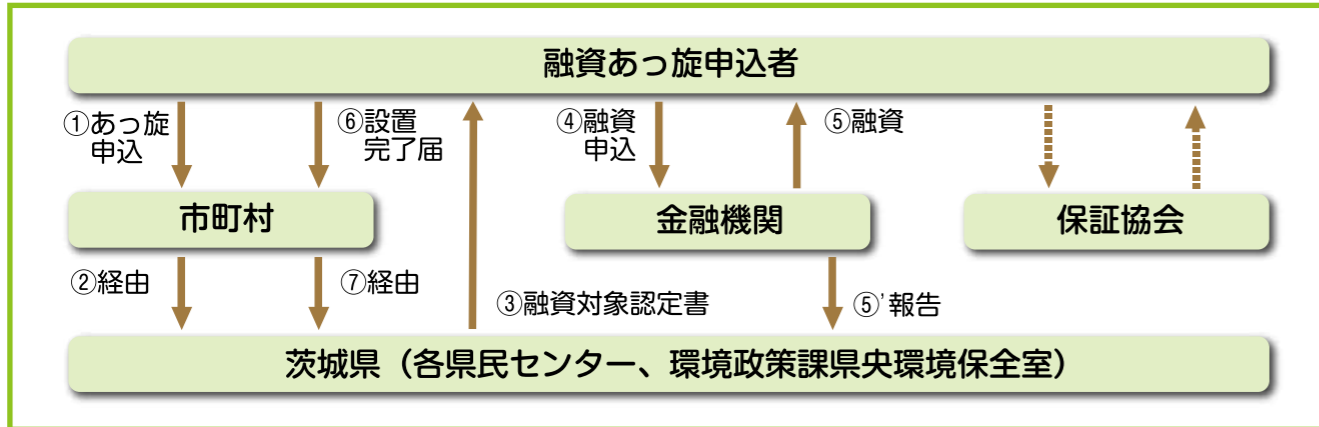
融資限度額	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円												
融資利率	<table border="1"> <tr> <th>融資期間</th> <th>利率(カッコ内は保証付きの場合)</th> <th></th> </tr> <tr> <td>5年超~7年以内</td> <td>2.3(1.8)%</td> <td>→2.6(2.1)% R8.4.1施行</td> </tr> <tr> <td>3年超~5年以内</td> <td>2.2(1.7)%</td> <td>→2.5(2.0)% R8.4.1施行</td> </tr> <tr> <td>3年以内</td> <td>2.1(1.6)%</td> <td>→2.4(1.9)% R8.4.1施行</td> </tr> </table> <p>令和8年4月現在 * 利率は令和7年5月現在のものです。金融情勢により変更となることがありますので、ご確認ください。</p>	融資期間	利率(カッコ内は保証付きの場合)		5年超~7年以内	2.3(1.8)%	→2.6(2.1)% R8.4.1施行	3年超~5年以内	2.2(1.7)%	→2.5(2.0)% R8.4.1施行	3年以内	2.1(1.6)%	→2.4(1.9)% R8.4.1施行
融資期間	利率(カッコ内は保証付きの場合)												
5年超~7年以内	2.3(1.8)%	→2.6(2.1)% R8.4.1施行											
3年超~5年以内	2.2(1.7)%	→2.5(2.0)% R8.4.1施行											
3年以内	2.1(1.6)%	→2.4(1.9)% R8.4.1施行											
償還方法	元金均等償還(1年以内の据置可)												
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による												

利子補給

対象事業	利子補給率	
ダイオキシン類対策施設	0.6%	
霞ヶ浦流域外において、小規模事業者が行う排水対策	高度処理以外の汚水処理施設	0.9%
	高度処理(窒素又はりん除去)施設	
霞ヶ浦流域において、条例*に基づき次の者が設置する排水処理施設 (1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル未満の者	融資利率と同率 (借受者の実質金利は 無利子)	
家畜排せつ物の負荷削減対策施設(霞ヶ浦流域のみ)		

※「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」

融資の手続き



取扱金融機関

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行(*)、東日本銀行、千葉銀行(*)、水戸信用金庫、結城信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫(*)

* 東邦銀行、千葉銀行、商工組合中央金庫からの融資のご利用は、中小企業の方に限らせていただきますので、ご注意ください。

注意事項

1 対象となる中小企業者

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者(下表)又は、中小企業信用保険法に定める中小企業者
- (2) 県内で同一事業を1年以上営んでいる者

業種	規模
製造業等	資本金3億円以下 又は 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下 又は 従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 又は 従業員100人以下

2 次の場合は、融資の対象となりません。

- (1) 他の環境保全施設資金関係融資制度の対象となった事業
- (2) 事業完了後に融資あっ旋申込みがあった場合

3 融資及び利子補給の申込額が当該年度の予算の範囲を超えた場合など、年度途中でも融資あっ旋申込みを締め切ることがあります。

本制度を活用した事例

区分	事例
個人の方	・お使用の浄化槽を撤去し、下水道や農業集落排水施設へ接続した場合 ・お使用の浄化槽を高度処理型浄化槽へ更新した場合 等
事業者の方	・カット野菜工場にて、排水処理施設を設置した場合 ・水産加工工場にて、老朽化に伴い、排水処理施設を更新した場合 ・菓子製造工場にて、業務拡大に伴い、排水処理施設を増設した場合 ・コンビニエンスストアにて、お使用の浄化槽を高度処理型浄化槽へ更新した場合 等

政府系の公害防止に係る融資制度に対する利子補給

環境保全施設整備資金利子補給制度

政府系の公害防止に係る融資制度に対して、利子補給を行っています。

制度の概要

対象融資制度	政府系金融機関による公害防止に係る融資制度
対象者	県の融資制度と同じ
対象事業	県の融資制度対象事業のうち、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・産業廃棄物に係る事業
利子補給対象限度額	借入額のうち2,500万円 (水産食料品製造者については5,000万円)
利子補給率	借入者の実質負担が県制度の融資利率と同率になるよう利子補給 (表面の融資利率を参照)
利子補給期間	政府系融資制度に定められた融資期間

申込の方法

政府系融資制度へ借入申込を行う際に、その写しを添えて、所在する市町村を経由し、最寄の県民センター、環境政策課県央環境保全室(下記参照)へ承認申請書を提出してください。

相談・問合せ先

より詳しい内容や条件についてのお問い合わせや申込書の請求等については、下記までお気軽にご相談ください。

県北県民センター 環境・保安課 TEL 0294-80-3355

鹿行県民センター 環境・保安課 TEL 0291-33-6056

県南県民センター 環境・保安課 TEL 029-822-7048

県西県民センター 環境・保安課 TEL 0296-24-9134

茨城県県民生活環境部環境政策課県央環境保全室 TEL 029-301-3044

茨城県県民生活環境部環境対策課(環境保全施設に関すること) TEL 029-301-2956